

5. 許可申請手数料等一覧

名 称	手 数 料 の 額	摘 要
開発行為許可申請手数料 〔自己居住用〕	円	都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づく開発行為許可申請手数料 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合
0.1ha未満	8,600	
0.1ha以上 0.3ha未満	22,000	
0.3 0.6	43,000	
0.6 1	86,000	
1 3	130,000	
3 6	170,000	
6 10	220,000	
10ha以上	300,000	
開発行為許可申請手数料 〔自己業務用〕	円	都市計画法第29条の規定に基づく開発行為許可申請手数料 主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合
0.1ha未満	13,000	
0.1ha以上 0.3ha未満	30,000	
0.3 0.6	65,000	
0.6 1	120,000	
1 3	200,000	
3 6	270,000	
6 10	340,000	
10ha以上	480,000	
開発行為許可申請手数料 〔その他用〕	円	都市計画法第29条の規定に基づく開発行為許可申請手数料 上欄以外の開発行為の場合
0.1ha未満	86,000	
0.1ha以上 0.3ha未満	130,000	
0.3 0.6	190,000	
0.6 1	260,000	
1 3	390,000	
3 6	510,000	
6 10	660,000	
10ha以上	870,000	
開発行為変更許可申請手数料	変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額 ただし、その額が、870,000円を超えるときは、その手数料の額は、870,000円とする。 ア 開発行為に関する設計の変更（イのみに該当する場合を除く。）については開発区域の面積（イに規定する変更を伴う場合にあつては、変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積）に応じ上欄に掲げる額に10分の1を乗じて得た額 イ 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ上欄に掲げる額 ウ その他の変更については、10,000円	都市計画法第35条の2第1項の規定に基づく開発行為の変更許可の申請手数料

名 称	手数料の額	摘 要
建築等承認申請手数料	円 5,000	都市計画法第37条第1号の規定に基づく建築等承認申請手数料
市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請手数料	円 46,000	都市計画法第41条第2項ただし書の規定に基づく市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請手数料
予定建築物等以外の建築等許可申請手数料	円 26,000	都市計画法第42条第1項ただし書の規定に基づく予定建築物等以外の建築等の許可申請手数料
開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料	円 6,900	都市計画法第43条第1項の規定に基づく開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等の許可申請手数料
0.1ha未満		
0.1ha以上 0.3ha未満	18,000	
0.3 0.6	39,000	
0.6 1	69,000	
1ha以上	97,000	
開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	円	都市計画法第45条の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料
自己居住用、 自己業務用で1ha未満	1,700	
自己業務用で1ha以上	2,700	
その他	17,000	
開発登録簿の写しの交付手数料用紙1枚につき	円 470	都市計画法第47条第5項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付手数料
都市計画法の規定に適合していることを証する書面の交付申請手数料	円 4,000	都市計画法施行規則第60条の規定に基づく都市計画法の規定に適合していることを証する書面の交付申請手数料
優良宅地造成認定申請手数料	円	租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第15号ハ、第62条の3第4項第15号ハ、第63条第3項第5号イ、第68条の6第3項第5号イの規定に基づく優良宅地造成認定申請手数料
0.1ha未満	86,000	
0.1ha以上 0.3ha未満	130,000	
0.3 0.6	190,000	
0.6 1	260,000	
1 3	390,000	
3 6	510,000	
6 10	660,000	
10ha以上	870,000	

名 称	手数料の額	摘 要
宅地開発変更確認申請手数料 ※註	<p>変更確認申請 1 件につき、次に掲げる額を合算した額</p> <p>イ 開発区域の変更を伴わない設計の変更については、開発区域の面積に応じ、1 の項でそれぞれの区分に規定する額に1/10を乗じて得た額</p> <p>ロ 新たな土地の開発区域への編入に係る設計の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ、1 の項でそれぞれの区分に規定する額。ただし、当該面積が0.3ha未満のものにあつては、1 の項第 3 欄0.3ha以上0.6ha 未満のそれぞれの区分に規定する額に 2 分の 1 を乗じて得た額</p> <p>ハ 新たな土地の開発区域への編入に伴う変更前の開発区域に係る部分の設計の変更については、変更前の開発区域の面積に応じ、1 の項でそれぞれの区分に規定する額に1/10を乗じて得た額</p> <p>ニ 開発区域の面積の縮小に係る設計の変更については、縮小後の開発区域の面積（新たな土地の開発区域への編入を伴う場合においては、当該編入に係る土地の面積を除く。）に応じ、1 の項でそれぞれの区分に規定する額に 1/10を乗じて得た額</p>	三重県宅地開発事業の基準に関する条例第 9 条第 1 項の規定に基づく変更確認申請手数料
建築承認申請手数料 ※註	円 5,000	三重県宅地開発事業の基準に関する条例第12条の2の規定に基づく建築承認申請手数料

※上記の手数料については、現金による窓口納付となります。

※註：宅開条例は令和7年5月26日に廃止されたため、現場着手しているもののみ適用